

平和・自治・文化の武蔵野、新しい市民のふるさとづくり

武蔵野市第二期

基本構想

昭和56 → 67年度
(1981 ▶ 1992)

この基本構想は、地方自治法第2条第5項の規定にもとづき、昭和56年2月27日市議会の議決を経たものである。

前文 新しい「市民のふるさと」づくり

武蔵野市は私たち武蔵野市民の自治体である。

私たち武蔵野市民はこの基本精神に立って、『基本構想・長期計画（昭和46～55年度）』を市民の参加のもとに策定した。以来、長期計画のローリングのたびごとに市民参加のいっそうの充実につとめ、また市民委員会方式の発展をはかってきた。

市民自治の確立、これこそが「地方自治の本旨」である。その意味で、冒頭に掲げた基本精神は、私たち武蔵野市民の貴重な財産として、永く継承され堅持されなければならない。この基本精神が全国の自治体において躍動するとき、そこにはじめて新しい「地方の時代」が築かれるであろう。

『前長期計画』はまた、「平和な緑と教育の都市、新しい市民のふるさとづくり」を基本目標に掲げ、「序」のなかで次のように自負した：「新しいく自治都市」という姿をもった『ふるさと』は、私たちの人間性を回復し、生活にやすらぎをとり戻すために建設されねばならないし、また、ここ武蔵野市で建設することができるであろう」と。

私たち武蔵野市民はこの高い理想の実現に向ってねばり強い努力を続けてきた。現に、自主参加・自主計画・自主管理の原則に立ったコミュニティ構想は市民に受け入れられ、着実に具体化されつつある。そして市民のボランティア活動の高揚にもみるべきものが少なくない。我々の創意は時代の観念を十分に先取りしていたといえよう。

『前長期計画』が市民参加システムの形成、地域生活単位（コミュニティ）の構成と並んで重視したものに、市庁舎の改築があった。昭和55年8月、私たち武蔵野市民は新市庁舎の落成を祝い、昭和4年定礎の懐しい旧庁舎に別れを告げた。時を同じくして『前長期計画』もその計画期間を満了したのである。

私たち武蔵野市民は、ここにあらためて、市長、市議会、職員機構と共に、武蔵野市の進むべき方向を探り討議し、『第二期基本構想・長期計画（昭和56～67年度）』を策定する。

この10年、国際情勢をも含めて武蔵野市をとりまく内外の条件は激変した。『前長期計画』の背景にあった高度経済成長は終わり、自治体をめぐる諸条件は一段と厳しさをましている。我々の前途は容易ではない。しかし、私たち武蔵野市民は、計画的市政運営の伝統を守って、引き続き自主的にわが途を行く。行くべき途をみずからの責任で選ぶことは苦しいが、それが市民自治の責務であろう。

第1章
基本構想の継承と
発展



第1章 基本構想の継承と発展

1. 基本構想の継承と発展

『前基本構想』は白紙の状態から出発して、はじめて計画的市政運営の原則を樹立した。今回はちがう。私たち武蔵野市民は『前基本構想』にもとづく10年の体験をもっているからである。故に、この『新基本構想』は、『前基本構想』から継承すべきものは継承し、改めるべきは改め、新たに付け加えるべきものは大胆につけ加えて発展する性格のものでなければならぬ。

そして、この継承と発展の方式は永く武蔵野市の伝統となるべきである。その意味で、『前基本構想』を『第一期基本構想』と名付け、この『新基本構想』の正式名称は『武蔵野市第二期基本構想（昭和56～67年度）』とするのが適当であろう。ただし本構想中では、第一期基本構想を『前基本構想』、第二期基本構想を『新基本構想』と呼ぶこととする。

では、『新基本構想』は『前基本構想』から何を継承し、何を改め、これに何を加えるべきか。それには、過去10年の武蔵野市の変化を確認し、『前基本構想』とこれに立脚した『前長期計画』の成果を評価しておかねばならない。

2. 変貌し発展する武蔵野

(1) 人口の変化

戦後の武蔵野市をおそった人口増は、ちょうど『前基本構想』を策定した昭和46年を頂点にして停まり、人口総数はそれ以後ほぼ横ばいを続けている。

けれども、人口構成にはいくつかの変化が認められる。まず、単身世帯が増え、世帯数は昭和45年から昭和54年にいたる10年間に約4,000世帯増加した。このため、一世帯当り人口は2.99人から2.69人へ変わった。この数字は多摩地域では異例に低く、23区の平均よりも低い。

次に年齢別構成では、4歳以下の乳幼児人口比率が約1%、10代の児童生徒が約1%、20代人口にいたっては約5%減少し、これに代わって50歳以上の高齢人口比率が約5%上昇した。夜間人口でみるかぎり、武蔵野市は決して「ヤングのまち」などではない。むしろ、かなりの速さで「おとしよりのまち」に変わりつつある。

年間の転出・転入人口の規模は、約20,000～22,000人であったものが、昭和50年ごろからわずかに減りはじめ、現在では約18,000人前後である。

この10年間に最も大きく変わったのは武蔵野市内に日々に流入してはまた流出していく人口移動である。武蔵野市の職場に通勤してくる昼間人口は約6,000人増えた。これは主として商店従業員の増加によるものである。ショッピングなどのために流入してくる人の増加はさらにいちじるしい。

要するに、武蔵野市は世帯当り人口の点でも、年齢別構成、転出入流動の激しさ、昼夜間人口比率などの点でも、多摩地域の諸市の状況とはかなり異なり、むしろ23区の状況に似てきている。

(2) 土地利用の変化

『前基本構想』策定当時は、農地がまだ市内に80ha残っていた。ところが、これが、アパート、建売住宅、あるいは駐車場に転用され、現在では、約43haにまで半減している。

庭付き一戸建住宅の宅地はアパート、マンションに、あるいは狭小な建売住宅に変わっている。市内の共同住宅戸数のすべてに世帯が入居していると仮定して計算すると、全世帯の約7割がなんらかの共同住宅に住んでいることになる。

(3) まちの性格の変化

『前基本構想』は、新宿と立川の中間地点に位置する武蔵野市には副々都心としての将来性が約束されている、とした。そして、『前基本構想』の「都市改造のための六大事業」の一つであった吉祥寺駅周辺再開発事業はこの目標を現実に近づけたといえる。

だが、吉祥寺駅周辺の異常に高密度な商業集積の姿は、『前基本構想』が期待していた「静かな住宅地、楽しいショッピング」という都市イメージに反する結果をもたらした。市民の買物は確かに便利になった。しかし、風俗営業などの増加、風紀の悪化、青少年の非行化、人の雑踏、騒音、交通の渋滞、自転車の無秩序な放置など数々の新しい問題が生まれたのである。

(4) 新しい問題

人口、土地利用、まちの性格のこのような変化から、それぞれに新しい問題が投げかけられている。

今後の武蔵野市政は、武蔵野市民だけでなく、もっと広く、日々市内に通勤通学してくる人たち、ときたま買物などのためにこのまちを訪れる無数の人たちのことまで配慮したものでなければならないのではないのか。

住宅密度がたかまれば、公共空間を創出する必要性もそれだけたかくなるのであるが、すでに空地が残り少ないこのまちで、今後どのようにして公共用地を確保していくのか。

吉祥寺駅周辺のきわめて高密度な商業集積と「閑静な住宅地」とは矛盾なく両立しうるのか。吉祥寺圏だけがきわだって発展する姿は健全か。副々都心化とはもっぱら商業中心化のことなのか。

『新基本構想』はまず、こうした新しい問題を真剣に受けとめるものでなければならない。

3. 『前基本構想』の成果

(1) 人口の抑制

『前基本構想』は、10年後の人口を15万人と想定した。それにもかかわらず人口が増えなかったのはなぜか。地価とか、住宅分譲価格、家賃などが高騰したこと、世帯数の増加にもかかわらず各世帯が小家族化したことも大きな原因であろう。しかし、その後の武蔵野市政が『前基本構想』の

人口抑制方針を守り、米軍施設跡地の大型住宅団地化を防いだこと、宅地開発等指導要綱を制定して集合住宅の乱開発を抑えたこと、農地の保全につとめたことなどが、人口抑制に寄与したことは疑いのないところである。

(2) 計画的な市政運営

『前基本構想』の第2の成果は、事業計画と財政計画の綿密なつき合わせをおこなって、計画的な市政運営を貫いたことである。今日の武蔵野市の財政が比較的健全な状態を保っているのは、市民の担税力の高さとともに、計画的市政運営の努力の結果である。

(3) 市民がつくる武蔵野市政

すでに「前文」において述べたように、『前基本構想』は「市民がつくる武蔵野市政」の三方策として「市民参加システムの形成」、「地域生活単位の構成」、「市民センターとしての市庁舎建設」を提言した。これら三方策こそ、『前基本構想』をいかにも武蔵野市のものらしい構想にしていた特徴であった。

① 市民参加システムの形成

市民が参加する長期計画策定委員会、この策定委員会が開催する市民会議の方式は、参加意思をもついかなる市民にも「参加の機会」を保障するものとして、継承されるべきものである。ただ、より多くの一般市民、一般職員の自発的な参加を促す工夫がもとめられている。

一方各種市民委員会の成果は一様ではなかった。市民委員会らしい運営がなされその成果をあげるために、検討課題の選び方、委員の構成の仕方、職員との協同作業の組み方などについてさらに工夫を重ねなければならない。けれども、自主的な市民団体として環境浄化推進市民委員会が生まれ、またクリーンセンターの用地選定といった難問中の難問についてクリーンセンター建設特別市民委員会の創設が求められた経緯などをみれば、市民委員会方式の発想そのものはすでに市民のなかに定着したと認められる。

市民参加の前提は政策情報の公開である。このことは当初から強調され、市報特集号の増刊、市民委員会編集の特集号の発刊、『地域生活環境指標』の開発などとなって具体化した。しかし、情報公開の努力はまだ不十分である。

② 地域生活単位（コミュニティ）の構成

武蔵野市のコミュニティ構想は、歩きながら考え、考えながら前進してきたといえる。予想地区割案も当初の8地区から11地区案に変わった。中町、吉祥寺本町、八幡町などに小型センター分散方式を取り入れた。新しいものにはロビー方式が導入され、開放的な利用に供されている。

けれども、この「歩きながら考え、考えながら前進する」なかで、武蔵野市のコミュニティ構想の基本原則はしっかりと確立された。この基本原則とは、「自主参加」のコミュニティ市民会議にもとづいてコミュニティセンターの建設案を「自主計画」し、完成したコミュニティセンターをコミュニティ協議会・管理運営委員会が「自主管理」することである。

しかし、コミュニティ構想にも課題は残されている。それは、次の三点であろう。

- イ、残されている予想地区にコミュニティセンターの建設を促し、コミュニティ構想を全市的に完成すること。
- ロ、コミュニティセンターを全体的に増設していくなかで、コミュニティセンターの利用基準をもう少し柔軟なものに変えていくこと。
- ハ、コミュニティセンターの建設管理をこえた、もっと広い意味でのコミュニティの形成、コミュニティ活動の拡大について、市民と市政が共に、「歩きながら考え、考えながら前進する」こと。

③ 市民センターとしての市庁舎建設

『前基本構想』は市民ホールと市庁舎を統合した市民センターの建設

を念頭においていた。だが、市議会はその後の慎重な審議において市民ホールと市庁舎の分離を妥当と判断した。この決定に従って、このたび新市庁舎がまず完成するはこびとなったのである。

(4) 都市改造のための六大事業

市民がつくる武蔵野市政が、「市民による自治」の方策であったとすれば、都市改造のための六大事業は「市民のための自治」の重点施策であった。

① 緑のネットワーク計画は、「緑の公共空間を守り創る」面で大きな成果をあげた。だが、緑の公共空間の創出は用地の取得難に直面している。また公共空間の緑を増やしている間に、これを上回る量の「民有地の緑」が消え去っている。緑の保全と創出はまちづくりの全体構想のなかでしか考えようのないものになりつつあり、今後いっそうのねばり強い努力と創意とが求められることになろう。

② 市民施設のネットワーク計画は、この10年間でみるかぎり、コミュニティセンターと市庁舎の建設に終始する結果となった。総合体育館をはじめとするスポーツ施設の整備、並びに学校施設の開放はおおむね今後の課題として残された。

③ 全市完全下水道化計画はおおむね順調に進んだ。現時点で武蔵野市は隣の三鷹市と並び下水道普及率のたかいまちとなった。この10年間に市民生活をもっとも大きく変えたのはこの下水道の普及であったといえよう。

しかし、東京都が実施する荒川右岸流域下水道計画と石神井川の河川改修計画が遅れたため、第3処理区の汚水排水と石神井川排水区の雨水排水が未完成になっている。また多摩川左岸の流域下水道の雨水幹線計画が遅延しているため、境地区の雨水排水も未完成のまま残ることになった。

④ 吉祥寺駅周辺再開発計画については、すでに「まちの性格の変化」の項でふれたように、功罪あいなかばしている。しかし、事業計画で残

された駅前広場と区画道路を完成し、荷捌き問題を解決することは、再開発の利便をたかめるためにも、再開発の弊害を緩和するためにも不可欠の仕事である。

⑤ 中央地区整備計画は三鷹駅の駅勢圏全体にわたる計画であった。都市計画道路武2.2.10号線（都道）の開通とその中央線との立体交差化、並びに米軍施設跡地の公園化がさしあたりの成果といえる。

⑥ 武蔵境駅周辺地区開発計画については、武蔵境駅南口広場の都市計画事業が完成し、ここに歩車道分離を実現した。しかし、武蔵境駅周辺には、まだ駅北口の再開発、駅南口の農林水産省食糧倉庫及び日本獣医畜産大学の移転問題などの大課題が山積している。

(5) その他の事業について

「市民がつくる武蔵野市政」と「都市改造のための六大事業」以外の政策分野については、成果のあがったもの、十分な成果のあがらなかったもの、争点になっているものに分け、ごく主要なものを列記しておくにとどめよう。

① 成果のあがったもの……学校鉄筋化計画の完了、保育園一町一園計画、私道まで含めた街路整備、市営住宅建替計画の完了、老後福祉及び障害福祉における通所施設の整備と在宅施策の充実など。

② 十分な成果のあがらなかったもの……大震災を想定した防災計画の策定、図書館活動の抜本的な拡充計画の立案、庁内態勢の再編成の実行など。

③ 争点になっているもの……水道都営一元化問題、クリーンセンター建設問題など。

(6) 『新基本構想』に託された課題と制約条件

以上の評価から明らかなように、『前基本構想』は大きな成果をあげた。なかでも、人口の抑制、計画的な市政運営、市民がつくる武蔵野市政の推進は特筆すべき成果であり、『新基本構想』が忠実に継承すべきものと認

められる。

反面、『前基本構想』が未解決のまま残したもの、やむなく将来に託したのも少なくない。いまなお争点となっている水道都営一元化問題とクリーンセンター建設問題、ならびに十分な成果をあげなかった防災計画の策定、図書館活動の抜本的な拡充計画の立案、庁内態勢の再編成の実行などは、未解決のまま残された事項の代表例であろう。また、スポーツ施設、文化施設などの整備充実は将来に託された政策分野の代表例であろう。

『新基本構想』は『前基本構想』のこうした欠けたる側面を補ない、武蔵野市政を発展させるものでなければならない。

しかし、『新基本構想』は厳しい諸条件に制約されている。『前基本構想』は高度経済成長期のさなかに策定されたので、税金にかなりの自然増収を見込み、相当数の職員を増員することが許されていた。これに対して、『新基本構想』は低成長時代の財政条件のもとで、職員の純増を極力抑制しながら、武蔵野市政の質をたかめなければならないのである。

第2章 「新基本構想」の 体系と原則



第2章 『新基本構想』の体系と原則

1. 『新基本構想』の体系

(1) 『新基本構想』の計画期間

『前基本構想』は昭和46～55年度の10年を計画期間としていたが、『新基本構想』は昭和56～67年度の12年を計画期間とする。

このように、計画期間を10年から12年に改めるのは、第1に長期計画の実行計画部分のローリングの周期を規則的にするためであり、第2には市政選挙と計画のローリングが同年度に重なる事態をさけるためである。

(2) 『新長期計画』の構成

『前基本構想』のもとでの『前長期計画』では10年の計画期間の前半5年について実行計画が作成され、後半5年については展望計画を示すにとどめられた。そして、ローリングで策定される第一次および第二次の『調整計画』で順次実行計画の調整と延長を行う方法がとられた。

この方法は『新基本構想』のもとでも継承されるべきである。すなわち、この『新基本構想』のもとでの『新長期計画』は、12年の計画期間の前半6年について実行計画を作成し、後半6年については展望計画を示すにとどめるのが適当であろう。

(3) ローリング周期と『調整計画』の計画期間

『前基本構想』のもとでは『長期計画』実行計画部分の計画の調整を3年ごとに行い、そのたびに策定される『調整計画』の計画期間は5年とされていた。だが、この方法では計画改定が頻繁にすぎ、改定作業に十分な時間的ゆとりをもてない。

そこで『新基本構想』のもとでは『長期計画』の実行計画部分の計画の調整を4年ごとに行い、『調整計画』の計画期間を6年とすべきである。これによって、改定作業に1年間をあて、より充実した市民参加手続を踏むことができるようになるからである。

計画ローリング・スケジュール

昭和54年	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
1979年	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
		← 長期計画 (12カ年) →													
		← 6カ年 →						← 6カ年 →							
	◎ 策定期間	実行計画						展望計画							
市政選挙		← 6カ年 →						← 6カ年 →							
	◎ 策定期間	第一次調整計画						← 6カ年 →							
	◎ 策定期間	第二次調整計画						← 6カ年 →							
		← 6カ年 →						← 6カ年 →							
	◎ 策定期間	第三期長期計画						← 6カ年 →							
		← 6カ年 →						← 6カ年 →							
	◎ 策定期間	第三期長期計画						← 6カ年 →							

2. 『新長期計画』と財政計画

自治体計画は財政計画の裏付けをえて、はじめてその実効性を保障される。

そこで、この『新基本構想』にもとづいて、『新長期計画』の前期6年の実行計画を策定するとき、ならびに将来第一次および第二次の『調整計画』を策定するときには、財政計画の確実な裏付けをしなければならない。

自治体の歳入歳出には外的要因に左右される不可測性が大きく、その長期的な見通しを立てることは、一般にきわめて困難である。

しかし、この武蔵野市は幸いにも地方交付税の不交付団体であり法人税に依存する度合いが低く、また住民税収入が経済の景気変動の振幅に比較的左右されないことなどから、財政計画を自主的に策定しやすい条件をそなえている。

これは本市の強味であるが、それだけ財政運営の自己責任は大きいともいえるので、堅実な財政計画の策定が計画的市政運営の大前提であることを再確認したい。

3. 『新基本構想』の7原則

『前基本構想』では、市民自治の原則をもってこの構想の「原理」と宣言していた。だが、『前基本構想』が市民自治の具体的方策として語っていたものはさし当って市政への市民参加であった。

けれども、その後の武蔵野市では、コミュニティ構想が具体化した。市民がまちをよくするために行うさまざまな自主活動が増えた。ボランティアの輪もひろがった。こうした市民活動の発展を前にして、市民自治の観念には新しい意味が与えられなければならないと考える。

新しい「市民のふるさと」づくりは、市政だけが取り組む課題ではない。

市民自治とは、市民が市政に参加し市政を介してまちをよくすることだけではない。市民自治は市民参加をつつみ込んだもっと広い理念である。それは、私たち武蔵野市民が日常生活のあらゆる時と場所で実践する新しい「市民のふるさと」づくりのすべてを意味する。

自治体計画は市政の指針であると同時に市民の活動の指針であるべきではないか。少なくともこの武蔵野市の計画は「市民参加の計画」から「市民自治の計画」へ、あるいは「市政の計画」から「市民の計画」へと脱皮し成長したい。

私たち武蔵野市民はこのような基本理念に立って、『新基本構想』の基本原則を次のように定める。

(1) 市民自治の原則

この原則こそ、武蔵野市の理念であり根本原則である。計画の策定と実現はつねに、市民参加をいっそう発展させ、情報の公開と交流を進め、市民運動、コミュニティ活動を活発にしていくようなものでなければならな

い。

(2) 計画的市政運営の原則

計画的な行財政運営は自治体の自主自立を保ち、市民自治の責任を全うする基本手段である。そして、これこそ『前基本構想』から忠実に継承すべき遺産である。計画は市民の生活感覚と職員の経験技術をいかし、合理的かつ重点的な政策体系を形成しなければならない。

(3) 地域環境保全の原則

新しい「市民のふるさと」づくりは、市民の生活感覚および生活ルールと調和するものでなければならない。ことに、従来からの閑静な住宅地の性格と、副々都心化していく動向との調和をはかること、これがこれからの大きな課題である。そこで、計画は公私の開発、再開発行為に対する適切な規制・指導・誘導の方針を含むものでなければならない。

(4) 市民福祉向上の原則

福祉の向上は全市民のねがいであり、連帯は市民の責務である。市政の任務は全市民に健康で文化的な生活を維持するに足る最低基準を保障し、これを計画的に向上させていくことである。そこで計画はサービスの公平と負担の公平の双方に配慮しながら、多種多様な市民が「ともに生きる」コミュニティを形成するようなものでなければならない。

(5) 市民文化創造の原則

日常的な生活維持をこえた文化的な営みは市民が自由に個性的に追求するものである。市政の任務は、市民文化の発展を妨げないようにみずからの文化性をたかめることと、文化活動の拠点施設を整備することである。そこで計画は新しい市民文化の創造をめざすものでなければならない。

(6) 広域協力の原則

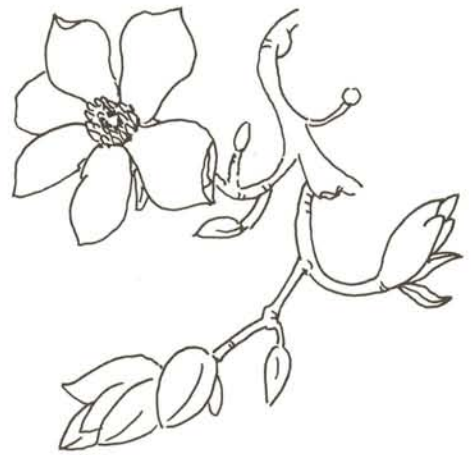
経済効率だけを重視した広域大型施設を礼讃する時代は終わった。むしろ、地域内の問題は地域内で解決することをめざす適正技術など新たな手法への関心がたかまっている。だが、武蔵野市は大東京圏のなかの小さな

一角にすぎず、上下水道、防災をはじめ多くの都市機能を都ならびに近隣自治体に依存している。そこで計画は必要に応じて、自主的な広域協力を進め、都に対してはその積極的な役割遂行をもとめていくものでなければならない。

(7) 自治権拡充の原則

市民自治の原則と計画的市政運営の原則を貫くには自治権のいっそうの拡充が必要である。そこで計画は現に与えられているかぎりの自治権を最大限に活用し、個性的な自治を実践することを通して、地方分権体制を築きあげるものでなければならない。

第3章
「新基本構想」の
目標と課題



第3章 『新基本構想』の目標と課題

1. 『新基本構想』の基本目標

『前基本構想』の10年の成果を継承し、武蔵野市の一層の発展を展望するとき、私たち武蔵野市民がめざすべき『新基本構想』の基本目標は、「平和・自治・文化の武蔵野、新しい市民のふるさとづくり」である。

「平和」の追求は、人類永遠の課題であり、日本国憲法の基本原理である。だが、戦後30有余年経ち、戦後世代が人口の過半を占め、平和の追求が戦争体験から遊離し生活感覚から分離していくような世潮をみるとき、武蔵野市は10年前にもまして、平和を愛好する市民のふるさとでありたいとねがう。私たち武蔵野市民は昭和35年に市議会議決により平和都市宣言をしているのである。

「自治」は単に地方自治を意味するのではなく、先にのべたような市民自治の新しい基本理念を象徴する。

「文化」は、教育を含みながらこれより広く、文化の創造と伝承のすべてを意味する。緑豊かなまちの景観から、市民の知的な思策と行動、そして市政の民主的な理念と施策にいたるあらゆる面で、武蔵野市は真の文化都市でありたいとねがう。

そして「武蔵野」。この由緒ある地名は我々市民の誇りである。この名前に恥じない新しい市民のふるさとをつくること、これこそ私たち武蔵野市民の使命である。

2. 『新基本構想』の6方針

市民自治の原則、計画的市政運営の原則、広域協力の原則、自治権拡充の原則に立ち、次の6つの方針を計画全体の前提とする。

(1) 15万人のまち・個性豊かな3つの圏域を形成しよう

この構想では、武蔵野市の将来人口の上限値を15万人とし、人口増は政策的に極力抑制する方針をとる。

吉祥寺圏は「小規模ながら高密度の商業センター」という性格を形成しているため、中央圏は「緑豊かな公共（行政）センター」の性格を強め、武蔵境圏については、「国際色豊かな青年学生のまち、学術保養センター」の性格を創り出していくことにつとめる。

副々都心的な機能は3圏域の性格に合わせて分散し、全体として「閑静な住宅地」と両立した一つの副々都心となる方向をめざす。

(2) 広域協力と機能分担を見直そう

武蔵野市が中央線沿線都市群のなかで担う機能を長期的に見定め、近隣諸市との広域協力は必要性に応じて再編成していく。

都との関係では水道都営一元化の是非を真剣に検討するとともに、都が多摩地域の市町村に対して県としての役割をより積極的にはたすことを強くもめていく。

(3) 用地を確保し土地利用を適正なものにしよう

武蔵野市にとっては、公共公益施設用地の取得難が財政条件以上に厳しいネックであるため、公有地の先行取得を何にもまして優先する。

地区計画手法の活用または独自のコミュニティ環境計画の作成について検討する。

コミュニティ施設を併設した近隣商業地域の再編成を構想する。

(4) コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう

コミュニティセンターの利用基準については再検討をもとめながら、コミュニティ構想の完成につとめ、合わせて自主的で多様な地域協定の締結など、広い意味でのコミュニティ活動を促進する。

学童クラブは小学校通学区単位に設置することとし、小学校の校舎内または校地内に併設する方向をめざす。

(5) 情報の公開と市民参加の発展をはかろう

市政資料室の拡充、市出版物資料コーナーおよび広報誌自由配布コーナーの設置など情報の交流を進める。

財政コスト指標の開発、白書の定期的作成、教育委員会報の発刊、市労働の団体交渉の論点の公表など情報の公開を推進する。

市民委員会については新設改廃を行うとともに、専門家市民のワーキンググループ、職員のプロジェクトチームとの分担と連携を工夫していく。

(6) 活力のある柔軟な行政を築こう

人員配置と機構の再編成を徹底し職員増を極力抑制するとともに、公社、財団法人等への委託方式を活用する。

職員研修を充実し、職員参加をたかめ住民サービスの向上につとめる。

市政の効率化・科学化のために統計報告等を整理再編するとともに電算機を導入する。

3. 豊かな市民生活を実現する施策の体系

シビル・ミニマムの保障は市民の権利であり、自治体の義務である。武蔵野市は、このシビル・ミニマムの向上をめざして、「地域環境保全の原則」に対応した環境計画、「市民文化創造の原則」に対応した文教計画、「市民福祉向上の原則」に対応した福祉計画の3部門計画を確立する。そして、いずれの部門計画においても「ものづくり」から「しくみづくり」に力点を移していく。

(1) 安全で住みよい生活環境—環境計画

① 地域環境保全と都市計画

市政による計画的な誘導施策とコミュニティレベルから盛りあがる市民の自主的なまちづくり運動とを機能的に結びつけながら、生活環境を適切に整備し保全していく。

② 駅周辺の整備・再開発

個性豊かな3つの圏域の形成をめざして、吉祥寺駅周辺再開発計画の完成と武蔵境駅周辺再開発計画の早期実現をはかる。

③ 緑と公園のネットワーク計画

市政が公共空間の拡大とその緑化に努力する一方で、私有地の緑はそれを上回る量で減少した。市政としては、『前基本構想』の「都市改造のための六大事業」の筆頭事業であった「緑のネットワーク計画」をいっそう粘りづよく推進していく。

④ 生活型公害の防止

武蔵野市では、自動車の排気ガス・騒音振動、近隣騒音などの生活型公害が市民を悩ましているため、環境保全条例の改正などで、規制・指導・誘導を強化する。

⑤ 街路整備

生活街路の整備は進んだが、循環バス路線に適した市内幹線道路がなく、また南北交通のための広域幹線道路が整備されていないので、これらの整備を着実に進めていく。

⑥ 地区交通対策

総合的な交通実態調査を実施し、自転車駐車場問題の解決をはかりながら、新しい都市交通システムの可能性を追求していく。

⑦ 下水道

都に流域下水道事業の促進を要請し、全市完全下水道化を達成する。

⑧ 防災・防犯対策

消火栓整備は完了に近いので、防火水槽の整備を重点にするとともに、都市ガス未普及地域の解消をめざす。

⑨ 廃棄物の処理

武蔵野市のこれまでの清掃事業は、収集と処理を中心にした対症療法であった。今後は発生源での廃棄物排出規制、減量方策、再資源化(リサイクル)方策まで含めた総合的な清掃行政への脱皮をはかる。

⑩ 産業対策

産業活動は民間主導の領域で、市政がその振興をはかったり誘導したりすることには大きな限界がある。しかし農業・工業・商業などの

経営者の側から建設的な発展方策が企画立案され提案されたときには、市政が側面から協力し援助していく態勢をととのえる。

(2) 明日にむかう教育と文化—文教計画

① 児童の育成

教育の荒廃、文化の画一化が語られる現実にあって、武蔵野市はコミュニティの次元から、これらの再生を試み、未来を担う児童の活力を創出して行かねばならない。児童問題は福祉に属するか教育に属するかといった論議にとらわれず、児童の育成を統一的にとらえていく。

② 小・中学校教育の充実

小・中学校校舎の鉄筋化計画が完了したので、若干の校舎の増改築、体育館改築等の施設整備を進めるほか、総合教育センターを設置する。

③ 青少年環境の改善

学校教育課程からのいわゆる「落ちこぼれ」現象と、青少年非行化現象は大きな問題である。言い古されてきたことであるが、学校と地域と家庭の連携をとり戻し、コミュニティの教育力を回復しなければならない。

④ 市民文化の創造と市民教育

次節の「中央文化ゾーンの創造」と「市民施設の新ネットワークの形成」にしたがって文化諸施設を整備するほか、図書館活動の拡充をはかる。

(3) 健康でゆとりある市民生活—福祉計画

武蔵野市は、これまで社会福祉の分野にかなりの力を注ぎ、いくつかの先導的な施策を行ってきた。この福祉重視の伝統を着実に継承し、さらに前進させる。福祉の見直しは福祉の切り捨てとか福祉の後退であってはならない。だが、福祉施策の惰性的な追加拡大には厳しい批判が予想されるので、市民多数の合意を得ながら体系的な福祉計画を着実に拡充していく。

① 市民の健康管理

福祉計画を市民多数のためのものに広げていくため、市民の健康管理施策を充実する。

② 市民スポーツの振興

総合体育館の新設をはじめ屋外屋内のスポーツ施設を整備し、市民スポーツの振興をはかる。

③ 高齢化社会への対応

高齢化社会の課題のうち、老後の生活を支える所得保障、そのための各種年金間格差の是正などは国の責任である。自治体が対応すべき課題、なかでも市町村行政が対応すべきものは、通所施設の整備と在宅福祉施策、そして生活環境の整備である。

④ 障害福祉施策の充実

障害福祉施策は老後福祉施策に比べて立ち遅れているので、心身障害者福祉センターの開設を機に、対象別、必要別のきめこまかな施策を積み重ねていく。

⑤ 消費者行政の充実

都消費者センター武蔵野支所の存続を要請しながら、市独自の消費者行政を充実していく。

4. 『新基本構想』の重点施策

総花的行政を避け効率的な市政を推進するために、以下の5つの優先事業と3つの検討課題をこの構想の重点施策とする。

(1) 5つの優先事業

① 市民防災計画の策定

防災担当部門を強化し、大震災害を想定した防災計画を早急に策定する。

② 廃棄物処理システムの整備

焼却施設、不燃ごみ処理施設および粗大ごみ破碎施設を包含した総合ご

み処理センターとしてのクリーンセンターを市内に建設する。また、ごみの収集輸送態勢を効率化し、清掃行政部門の企画管理態勢を強化する。

③ 中央文化ゾーンの創造

旧市庁舎跡地から武蔵野図書館にいたる一画に、市民ホール（市民文化会館）、郷土資料館、総合教育センターなどの市立の文化諸施設を整備する。

④ 市民施設の新ネットワークの形成

市民施設は、コミュニティレベル、3圏域レベル、全市レベルの三層構造別に分けて再編整備する。コミュニティレベルに必置のものは学校、保育園、コミュニティセンター、児童公園・児童遊園とし、3圏域レベルに必置のものは市民会館、図書館分館、体育館、運動公園とする。

⑤ 武蔵境駅周辺再開発の推進

個性豊かな3つの圏域の形成をめざして、地元関係者との協議を精力的に進め、ミニ吉祥寺とは異なるこの圏域独自の全体的な整備構想を確立する。とくに武蔵境駅北口再開発計画の決定は国鉄中央線の高架複々線化計画に先行して行う。

(2) 3つの検討課題

① 行政の文化化、市民文化の創造

生活水準の向上に伴い、市民の文化的欲求はたかまり、多様化し個性化していく。市政は市民と共に伝統文化の保存、新しい市民文化の創造について検討していく。

② 市民の健康管理と市民スポーツの振興

市民の健康管理と体力づくりのための施策は武蔵野市政のなかで相対的におこなっていたので、健康センター構想を早急に具体化し、市民のライフサイクルを通じた体系的な健康管理計画を整えていくとともに、市民スポーツを真の「コミュニティスポーツ」にしていく方策を検討する。

③ 高齢化社会への対応

日本は高齢化社会への道を進んでおり、その速度は世界にも比類をみな

いほど急速なものである。武蔵野市の高齢者人口比率は全国平均に比べればまだ低いけれども、近隣諸市に比べれば格段にたかくなっているため、長期的な対応方策を検討していく。

む す び

この『新基本構想』は、『前基本構想』と対比すれば、全体として抑制基調に立っており、新規の投資的事業を厳しく選択している。したがって、数々の市民要望がなお残されていることはいなめない。

しかし、いうまでもないことであるが、武蔵野市の発展はこの12年の構想をもって終わるわけではない。武蔵野市は、これに続く第三期、第四期の基本構想のもとでさらに前進していくのである。

最後に、省資源、省エネルギーに向けての努力は市政の施策と市民の生活様式の全側面で行われなければならない。

また、より多くの女性が職業社会に参加する機会を拡大し、他方ではより多くの男性が地域社会に復帰することにより、両性の社会における役割分担を真に人間的な視点から再編成する努力は、今後武蔵野市の市政と市民にとっても大きな課題である。

これらの課題については、当面市政として打ち出す具体的な施策に欠けているけれども、今後市政として有効に取り組みうる方策が提言され構想されてきたときには、これを『調整計画』にとりあげ、積極的に推進していくべきである。